



高校生諸君

1941 (2)

今月は引き続き1941年を学びます。対米戦争の始まった年ですがこの戦争をなんと呼称するか？こんなところでも陸軍・海軍・外務省の意見が別れます。海軍は「太平洋戦争」を主張、政府側（外務省）は「対米英戦争」と主張しますが陸軍は強硬に「大東亜戦争」を主張します。

「今次の対米英戦争は支那事変をも含めて大東亜戦争と呼称する。その所以は大東亜新秩序を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味に非ず」この名称は開戦後の12月12日の閣議で決められました。大東亜とはどの範囲かも限定せず、大東亜に限らないということですから、ドイツと結んでインド・中東への進出やシベリアでのソ連との戦いも含まれていたのでしょうか？

大東亜とか大東亜共栄圏という言葉は近衛第二声明を引き継いだもので戦争を国民に戦う必要性を知らしめるために頻繁に用いられるようになってきます。

1, 人々の暮らし

次頁以下に国民生活の視点を中心にした年譜を掲げますが、物心両面で統制が厳しくなっていきます。この年は「戦陣訓」で開け、国民総動員法が改正され、治安維持法が強化され、大政翼賛会が改組等国民の反戦思想を取り締まりが厳しくなります。政府の指示・命令・罰則等を国民に浸透させるために7月1日全国の隣組（今の自治会）までに対して一斉に常会を開く準備を用意周到に開始します。即ち、常会の開催方法、司会の仕方を放送番組を通じて丁寧に指導します。

人々の暮らし

1937/08/24	国民精神総動員実施要綱決定	
1937/09/28	経済団体連盟、日本婦人団体連盟結成	民間婦人13団体を統合
1937/10/12	国民精神総動員中央連盟結成	
1937/10/25	企画院設置	
1937/11/20	大本営設置	
1937/12/04	矢内原忠雄東大教授、言論活動を非難されて退職	
1937/12/15	山川均・加藤勘十郎ら労農派400人検挙（第一次人民戦線事件）	
1937/12/22	日本無産党、日本労働組合全国評議会に結社禁止	
1938/01/16	第一次近衛声明	爾後国民政府を相手にせず
1938/02/01	大内兵衛、有沢広巳、美濃部良吉ら労農派検挙（第2次人民戦線事件）	
1938/02/06	全農を中心に大日本農民組合結成	反共、反人民戦線
1938/03/31	支那事変特別税法・臨時租税措置法改正公布	
1938/04/01	国家総動員法公布	
1938/04/06	電力管理法、電力国家管理を実現	
1938/05/04	国家総動員法の最初の発令	工場事業場管理令公布
1938/06/09	文部省通牒、勤労働員始まる	
1938/07/30	産業報国連盟創立	
1938/09/01	商工省、新聞用紙を制限	
1938/09/19	石炭配給統制規則公布	
1938/10/06	東京帝国大学助教授・有沢広巳休職	脇村助教授、大内兵衛も休職
1938/11/02	農業報国連盟結成	
1938/11/03	近衛第二次声明	東亜新秩序建設を声明
1938/12/16	興亜院設置	
1938/12/22	近衛第三次声明	善隣友好、共同防共、経済提携
1939/02/09	国民精神総動員強化方策決定	08/15東京市、隣組回覧板10万枚配布
1939/02/16	商工省、鉄製不急品の回収開始	
1939/03/09	兵役期間延長	
1939/03/30	中央物価委員会、砂糖・清酒・ビール・木炭等公定価格決定	従業員雇入制限令、賃金統制令、工場就業時間制限令公布

人々の暮らし

1939/04/08	宗教団体法公布	宗教団体の教化運動始まる
1939/05/22	天皇、青少年学徒に勅語	
1939/06/07	満蒙開拓青少年義勇軍2,500人の壮行会挙行	国民精神総動員委員会、生活刷新案を決定 学生の長髪、パーマネット禁止
1939/07/08	国民徴用令公布	
1939/07/26	アメリカ、日米通商航海条約破棄を通告	
1939/09/01	ドイツ・ポーランドへ進撃開始	第二次世界大戦始まる
1939/10/18	価格統制令・地代家賃統制令	賃金臨時措置令公布 9・18凍結
1939/11/06	米穀配給統制応急措置令公布	米穀の強制買い上げ制実施
1939/12/06	小作料統制令公布	生活の細部まで統制
1939/12/26	朝鮮総督府、創氏改名を強制	
1940/02/01	青少年雇入制限令公布	脚注あり
1940/04/24	米・味噌・マッチ・砂糖等10品目切符制採用	陸軍志願兵公布
1940/07/26	世界情勢の推移に伴う時局処理要綱	武力を含む南進政策が決まる
1940/08/01	東京府、食堂・料理店等での米食禁止	販売時間制限を実施
1940/08/15	民政党解散/大日本農民組合解散	
1940/09/11	内務省、部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱を府県に通達	9/23北部仏印に進駐開始
1940/10/12	大政翼賛会発会式	既存の政治団体はすべて解散
1940/11/23	大日本産業報国会創立	
1940/12/19	出版諸団体解散し日本出版文化協会設立	
1941/01/08	戦陣訓が示達される	東条英機陸軍大臣
1941/01/11	新聞紙等掲載制限令公布	大日本青少年団結成
1941/02/01	第1回東亜児童大会開催	
1941/02/11	李香蘭の日劇出演にファンが殺到し	警察隊が出動（山口淑子美人スター）
1941/02/23	グレン・シーホークらが94番目の元素	プルトニウム238を合成に成功
1941/03/03	国家総動員法改正公布	政府権限の大幅な拡張
1941/03/10	改正治安維持法公布 軍機保護法	予防拘禁制を追加 5/14拘禁所設置
1941/04/01	小学校を国民学校と改称	6大都市で米穀配給通帳制・外食券制実施 1日2合3勺
1941/04/02	大政翼賛会改組	

人々の暮らし

1941/05/27	日本軍重慶を爆撃102号作戦	
1941/06/22	独がソ連に攻撃開始・	バルバロッサ作戦
1941/06/24	日本キリスト教団創立	
1941/06/30	ドイツが日本に対して対ソ参戦を申し	出るが日本は拒否
1941/07/01	全国の隣組、一斉に常会を開く。	内務省、放送番組を通じて司会を指導
1941/07/07	関東軍特種演習・対ソ戦を準備	敗北
1941/07/16	第2次近衛内閣総辞職	松岡外相を更迭 18日第3次を組閣
1941/07/25	アメリカが在米対日資産を凍結	26日イギリス、27日オランダが凍結
1941/07/28	南部仏印進駐	8/1アメリカ、対日石油輸出全面禁止
1941/08/18	豊田外相が日米首脳会談を要請	9/3アメリカ側はこれを拒否する
1941/09/06	御前会議「帝国国策遂行要領」を決定	
1941/10/16	第3次近衛内閣総辞職・東条内閣発足	大学・専門学校の修業年限を短縮
1941/11/15	兵役法施行令改正・乙種合格も召集	
1941/11/22	国民勤労報国協力令公布	
1941/11/23	南雲機動艦隊が単冠湾に終結	
1941/11/26	ハル国務長官が日本側乙案を拒否	ハルノートを提出
1941/12/08	日本軍マレー半島上陸	真珠湾を奇襲攻撃
1941/12/09	蒋介石重慶政府が日独伊に宣戦布告	
1941/12/10	マレー沖海戦・グアム島占領	ルソン島占領
1941/12/12	日本政府戦争名を大東亜戦争と決める	
1941/12/16	物資統制令公布	戦艦大和竣工
1941/12/19	戦時犯罪処罰特例法・言論出版集会・結社等臨時取締法公布	12/27農業生産統制令公布
1941/12/21	日本とタイ王国間で日泰同盟調印	
1941/12/27	日本国内でのアメリカ映画の上映禁止	

1, 大政翼賛会

(1)統制のネットワーク

(2)、経済制裁

国民の生活の細かいところまで統制がおよび国家総動員法を実施する為の政令が数多く公布されていきます。米・味噌・マッチ・砂糖の配給制やチケット制で国民は自由に食糧を手に入れることが不可能になります。11月22日/国民勤労報国協会令で男子14歳～40歳、未婚の女子14歳～25歳の者に勤労奉仕が義務化され、学業途中でも工場に動員されました。企業が社員を採用するについても、若い人を採用する場合は届け出が必要となり、人材の補給も制限され、軍隊への人員補給が第一となっていきました。企業の生産力が落ち、物資は不足し、物価は上昇します。翌年には価格統制令が公布されます。軍部・政府の都合が悪いことは国家総動員法の名のもとで簡単に法令を作って国民生活全般を取り締まっていきました。

(3)、マスコミの統制

1月1日、全国の映画館でニュース映画の上映が命じられました。軍と政府の意向によって作られたニュースで国民の交戦意欲を高め、生活の質実剛健を推奨する内容で映画館は当時においては視覚に訴える格好の場であったのです。マスコミは交戦意欲をかき立てるように統制されました。12月19日、言論・出版・集会・結社等臨時取締法が公布され、従来の届け出で制から許可制になりました。

「第7条、新聞紙法による出版物を発行しようとする者は、命令の定めるところにより行政官庁の許可を受くるべし」

新聞社は従順に法令に従うことによって、大政に翼賛し好戦的な記事を書くことによって読者を増やし発行部数を増やしていきました。

(4)、教育統制

4月1日、小学校を国民学校と改称する法令が公布されました。

その第1条「国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成を為すと本旨とする」

皇国の道とは教育勅語にしめされた「国体の精華と臣民の守るべき道との全体」を指すもので、言い換えると

変更の目的は、「教育勅語の教えを奉戴して皇国の道に則って初等普通教育を施し国民の基礎的錬成を為すこと」になり、国家主義的色彩が濃厚に加味され今まで児童・生徒と呼ばれていたものを「少国民」と呼ぶようになりました。

錬成とは「錬磨育成の意で、少国民の全能力を練磨し、体力・思想・感情・意思等、児童の精神及び身体を全一的国民的に育成すること」と説明されています。「全一的とは一個の人間を作り上げるのではなく、皇運を扶養し奉ることが出来る立派な国民を作り上げること」と通達されています。

教科書も陸軍の教育総監部が加わり国定教科書が編纂され、「万世一系の天皇が諸民族を統合し、大東亜共栄圏を作る一大事業に進んで参加する国民を育てる」ことが編纂の意図とされました。

1年国語「私たちハ 日本ノ子ドモデス。小サイケレドモ、ミンナ日本ノコクミンデス」個人ではなく国民が重要視される。

6年初等理科（三）「私たちハコレカラ、モット理科ノ勉強ヲシテ、国ノカヲ盛ニシ、国ノ光ヲマスマス世界ニ輝カソウ」

模型飛行機の工作が正課となり、飛行機をより遠くへ飛ばす興味を持たせています。

音楽は「ドレミファソラシド」が「ハニホヘトイロハ」に変わりました。敵性国語を用いない初めての試みが見られます。

2年国語は「戦時下の武力国家の国民としての意義を悟らしめること」として「爆弾（肉弾）三勇士」が教科書に載ることになります。「爆弾（肉弾）三勇士」については項を改めて記します。

12月8日の大東亜戦争が始まると学校の教育内容は一段と戦時色が強くなって「皇国民の錬成」に加えて「大東亜戦争の完遂」が教育目標となり、国防訓練、軍人慰問、慰問袋の作成、遺家族に対する勤労奉仕が行われた。小田原の国民学校6年女子が塹壕掘りをしたとの記録もあります。

2, 「爆弾（肉弾）三勇士」

爆弾三勇士の真実

www006.upp.so-net.ne.jp/nez/essay/sanyuushi.html

1932年2月22日に第一次上海事変で派遣された独立工兵第18大隊（久留米）が上海郊外の廟行鎮（びょうこうちん）で中国十九路軍と戦い、工兵三名が爆弾を抱いて敵陣に自爆攻撃した。

新聞特派員たちが現地取材をする前にこのニュースの概略を流したところ、二十四日の新聞に「爆弾三勇士」「肉弾三勇士」と銘打った大々的な記事となって現れてしまった。反響は大きく、陸軍省はその日のうちに恩賞の授与を決め教科書への掲載や天皇への上聞の検討を始めた。社説は「日本精神の極致」と大和民族の特質を褒め称え、読者から続々弔慰金届くようになった。与謝野鉄幹が歌を作り、雑誌、映画、演劇、等で取り上げられ、後に「天皇陛下万歳を叫んで死んだ」と教科書に載せられた。爆弾三勇士が死んでお国のために尽くすのが立派なことであるとする特攻隊の土壌を生み出していったことは間違いないだろう。

廟行鎮での十九路軍は十分装備され、機関銃と鉄条網・塹壕で守られていた。日本軍の通常の突撃戦術では鉄条網に引っかかって機関銃の掃射を浴びてしまう。そこで、火薬を仕掛け、地面ごと吹き飛ばして鉄条網の下に突撃路を作る事を考えた。工兵隊に破壊筒を持たせて鉄条網の下に突っ込ませる。破壊筒は、長さ約4メートルの筒に爆薬20キロをつめ、全体を竹で包んだ上にさらに藁で外装して、前端に木製の尖頭をつけていた。筒の尾部につけた緩熱導火索2本にマッチで点火するしくみであった。

迫撃砲や臼砲では威力が足りない、飛行機からの爆弾では精度が足りない、重砲兵の到着はまだまだ先になると言うことで工兵を決死隊とすることになった。破壊筒を5本用意して36名の攻撃隊を編成した。長い導火線をつけても、銃撃の中で破壊筒を持っていくのは危険極まりないことは確かだ。最初に命令されて出撃した兵士たちは鉄条網に到達する前に撃たれてしまった。次に命令されたのが第一組の江下、北川、作江と第二組の北村、杉本、梁瀬で、いずれも三人ずつで破壊筒を担いだ。20キロだから重さ的には三人も要らないのだが、撃たれても残りが前進するという算段だった。導火線が短かったと言う説もあるが、一応仕掛け

て逃げるには十分な長さだった。事実、第二組の北村、杉本、梁瀬は爆弾を仕掛けて逃げる事が出来ている。

ところが、第一組の先頭にいた北川が撃たれたか躓いたかで転び、合わせてあとの二人も転んでしまった。それで三人は破壊筒を置いて引き返そうとした。それを見て班長内田伍長が、「なんだ！ 国の為だ行け！」とどなりつけた。3人はまた破壊筒の所へ引き返した。そんなことで時間を取り、破壊筒を抱えて前進はしたが鉄条網に着いたか着かぬかに爆発してしまった。この破壊筒がどれだけ効果を挙げたかはわからないが、第二組の破壊筒は確実に鉄条網の下に差し込まれ、この爆発で突撃路が開かれ、二十四師団は廟行鎮を制することが出来た。現地では勇敢に任務をやり遂げた北村、杉本、梁瀬の功労が大きいのに、逃げ帰ろうとした江下、北川、作江だけが騒がれるのはおかしい、六勇士にしろと主張したが、結局取り上げられることはなかった。

www006.upp.so-net.ne.jp/nez/essay/sanyuushi.html引用して編集しました。

3、戦陣訓

1941年1月8日東条英機陸軍大臣の名によって全陸軍将兵に対して出された軍人の心得ですが、それは1882年（明治15年）に天皇から下賜された「軍人勅諭」を基礎としている。日中戦争では戦場の軍紀が乱れ、上官の暴行、戦場離脱、占領地での強姦・暴行・放火等の非違行為が頻発したために軍規と風紀の粛正のために事細かに分かりや易く書かれた。軍人だけでなく小学生（国民学校）にも暗唱が強要されました。

3月には「戦陣訓の歌」が発売され深く国民に浸透しました。

この戦陣訓を理解すると何故日本国民がこの艱難に耐え忍んだか理解できます。

よってかなり長いものですがなるべく分かり易くするために、私の理解に範囲で原文に紫文字を入れていきます。当時の国民学校の児童は丸暗記させられたものです。

(1)序 戦陣の定義

夫れ戦陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威（天皇の威厳・威光）の尊厳を敵軍に感銘せしむる処なり。されば戦陣に臨む者は、深く皇国の使命を体し、堅く皇軍の動義を持し、皇国の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。以下略

(2)本訓 其の一

第一 皇国

大日本は皇国（天照大神以来天皇が治めている国）なり。万世一系の天皇上に在しまし、肇国（国の初めより）の皇謨を紹継（連綿として続いて）して無窮に君臨し給ふ。皇恩（天皇のお恵み）万民に遍く、聖徳八紘（四方と四隅）に光被す。（天皇の聖なる徳は世界中に照り輝いている）臣民（天皇を上を頂く国民）亦忠孝勇武（の徳を）祖孫相承け、皇国の道義を宣揚して天業を翼賛（天皇をたすける）し奉り、君民一体以て克く国運の隆昌を致せり。

戦陣の将兵、宜しく我が国体の本義を体得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇国守護の大任を完遂せんことを期すべし。八紘については項を改めてしるします。

第二 皇軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇国の威徳を顕揚し皇運の扶翼に任ず。

（神武の精神とは）常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は厳なるべし。仁は遍きを要す（公平に隅々まで行き渡る）。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振り断乎之を撃碎すべし。仮令峻嚴の威克く敵を屈伏せしむとも、服する敵は撃たず従ふは慈しむの徳に欠くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ（慈愛と武威とが同時並行して行われ）、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

第三 軍紀

皇軍軍紀の神髄は、畏くも大元帥陛下に対し奉る絶対随順の崇高なる精神に存す。

上下斉しく統帥の尊厳なる所以を感銘し、上は大権の承行を謹厳にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。尽忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戦捷必須の要件にして、又実に治安確保の要道たり。

特に戦陣は、服従の精神実践の極致を發揮すべき処とす。死生困苦の間に処し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として献身服行の実を挙ぐるもの、実に我が軍人精神の精華なり。（軍人勅諭の、下級者が上官の命令を受けたときは、それは天皇の命令と心得よに呼応する）

第四 団結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渥き聖慮を体し、忠誠の至情に和し、拳軍一心一体の実を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる団結を固成すべし。上下各々其の分を厳守し、常に隊長の意図に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全体の為己を没するの覚悟なかるべからず。

第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の為欣然として没我協力の精神を發揮すべし。

各隊は互に其の任務を重んじ、名誉を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の為力闘せざるべからず。

第六 攻撃精神

凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果断積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防御又克く攻勢の鋭気を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は断々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈著大胆難局に処し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障害を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。

必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。（必勝の信念は千回死にもものぐるいの鍛練から生じる）須く寸暇を惜しみ肝胆を砕き、必ず敵に勝つの実力を涵養すべし。

勝敗は皇国の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戦百勝の伝統に対する己の責務を銘肝し、勝たずば断じて已むべからず。（日本は第一次世界大戦迄負けを知らず）

(3)本訓 其の二

第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。（我々の一挙手一投足は常に皇祖の靈がご覽になっている）

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

忠孝一本(忠義と孝行の一致) は我が国道義の精粹(わが国だけにある特別な道德) にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。

戦陣 (にあつては) 深く父母の志を体して、克く尽忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顕彰せんことを期すべし。（天皇の為に生きること＝忠義が親先祖の為の孝行になる）

第三 敬礼挙措

敬礼は至純なる服従心の発露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間特に厳正なる敬礼を行はざるべからず。

礼節の精神内に充溢し、挙措謹厳にして端正なるは強き武人たるの証左なり。

第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。

戦陣は実行を尚ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を尽くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

責任を重んずる者、是真に戦場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生観 悠久の大義に生きる

死生を貫くものは崇高なる献身奉公（身命を捧げて皇国に尽くす）の精神なり。生死を超越し（生死の如何をを顧りみず、常に死を覚悟して）一意任務の完遂に邁進すべし。（ひとたび死所をえたなれば）身心一切の力を尽くし、従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

悠久の大義に生きるとは国家や天皇の恩に報いるため、たとえ現象としては死を迎えたとしても、結果は「生きる」ことになるのでそれを信じて悦びとせよということで、肉体は死んでも魂は生き続けるという死を超越した死生観である（太平洋戦争の記録・開戦前史より引用）

第八 名を惜しむ（捕虜となることを禁じた規範が公式となった）

恥を知る者は強し。常に郷党家門の面目を思ひ愈々奮励して其の期待に答ふべし。」生きて虜囚の辱りょしゅう はずかしめを受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

恥じな生き方は郷里の人々や家族近親たちの名誉に影響することを考え一層奮い立って、これらの人々の希望に添うように努力せねばならない。死ぬべき命を生きて、捕虜となるような恥ずかしいことをせず、死んで汚名を後世に残すようなことがあってはならない。

第九 質実剛健（本文省略）

第十 清廉潔白（本文省略）

(4)本訓 其の三

第一 戦陣の戒（1~5省略）

六 敵産、敵資の保護に留意するを要す。」

徴発、押収、物資の燼滅等は総て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

ここでは軍規の乱れに警告を発している

八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は欲情に駆られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、断じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻厳なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが為なり。常に出征当時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の真情に馳せ、仮初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜（省略あり）

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に励み、常に身边を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覚悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様予て家人に含め置くべし。

三 戦陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を来すが如きことあるべからず。

四 刀を魂とし馬を宝と為せる古武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の独占の如きは慎むべし。

「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷辺土にも永く伝へられたきものなり。

六 総じて武勲を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。他の栄達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大国民たるの襟度を持し、正を践み義を貫きて皇国の威風を世界に宣揚すべし。国際の儀礼亦軽んずべからず。

九 万死に一生を得て帰還の大命に浴することあらば、具に思ひを護国の英霊に致し、言行を慎みて国民の範となり、愈々奉公の覚悟を固くすべし。

結。以上述ぶる所は、悉く軍人勅諭に発し、又之に帰するものなり。

4, 八紘一字 (八紘為宇)

現在の自民党議員の中でもしばしば使われるようになっている、八紘一字について記します。

戦陣訓の本訓その1の皇国の定義は政府発表の文書の初頭によく出てくるものですが昭和10年(1935年)の

「国体明徴」では国の源を次のように表現している

うやうやしくおもんみる

「恭しく惟みるに、我が國體は天孫降臨の際下し賜へる御神勅に依り昭示せらるる所にして、萬世一系の天皇國を統治し給ひ、寶祚ほうその隆は天地と俱きわまりに窮なし」

先ず天皇が世界を統一することが宣言されています。この考えが「国体の本義」と結合して上手に八紘一字に結びつけられていきます。

(1)昭和12年5月の国体の本義では

「第一 大日本国体

ちやうこく

一、肇国 (国をはじめること)

大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、**一大家族国家**として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり――略――我等は先づ我が肇国の事実の中に、この大本が如何に生き輝いているかを知らねばならぬ。

第二 国史に於ける国体の顕現・国史を一貫する精神

「(長文の前略あり)大日本は神国なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を伝へ給ふ。我国のみ此の事あり。異朝には其のたぐひなし。此の故に神国と云ふなり。(神皇正統記)

国史に於ては維新を見ることが出来るが、**革命は絶対になく**、肇国の精神は、国史を貫いて連綿として今日に至り、而して更に明日を起す力となつてゐる。（長文の中略あり、自然な流れで過去を未来志向にする巧みな文章である）

上（天皇は）は則ち（天の神様から）乾霊の国を授けたまふ徳に答へ、（その徳に応え善政を行い）下（国民は）は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。（徳の正しさを広める）

然して後に六合（国の内に）を兼ねて以て都を開き、**八紘**（天の下）をおおい**掩ひて宇**（いえ）と為むこと、亦可からずや。（中略）（八紘為宇）

神武天皇は、かゝる沃き大御心と、六合を兼ね八紘を掩ふの大精神を以て御即位遊ばされた。（日本書紀の言葉）

(2)八紘一字は田中智学の造語

八紘とは四方と四隅つまり世界という意味、一字は一つの家、世界を一つの国とする。その家長は日本の天皇。日本は国を興したときからそういう使命をもっている。この考え方は日本には古くからあり、特に大正時代に田中智学（1861~1939）

が「国柱会」という日蓮宗の組織を作り、民衆に普及していました

「日本国はまさしく世界を靈的に統一するべき天職を有す。皇室は太古より道義の保護者として建てられた家柄である。その皇室を中心として世界を一大家族にすることで、世界人類は幸福になれる」

（八紘一字は田中智学の造語）この信者に石原完爾や宮沢賢治あらひとかみがいました。こうした地脈に流れる日本の思想を利用して天皇を現人神として奉り、日本民族は世界に冠たる大民族であるとしたてあげ愛国心を養ったのが時の軍部であり政治家であった。

八紘一字を万民に知らしめるために「歌詞」としている例は次の通り。

①1936年3月「関東軍歌」5番

旭日の下見よ瑞気/**八紘一字共栄の**/大道ここに拓かれて/
燦々たりや大陸威/皇軍の華関東軍

②1937年に一般募集せられた「愛国行進曲」の2番

「起て一糸の大君を/ひかりと永久に頂きて/臣民我等皆共に/御稜威に副はむ大使命/往け八紘を宇となし/四海の人を導きて/正しき平和打ち立てむ/理想は花と咲き薫る」

これが昭和の理想であり、小学生も覚えさせられえたと半藤一利氏は記しています。（「あの戦争と日本人」文秋文庫p147）

(3)八紘一字と大東亜共栄圏

国策として「八紘一字」が登場するのが第二次近衛文磨内閣の「基本国策要綱」（1940年8月1日）「皇国の国是は八紘を一字とする肇国の大精神に基づき世界平和の確立を招来することをもって根本とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設するに在り」

松岡外相は大東亜の新秩序を説明するにあたり「大東亜共栄圏」と表現するに至りました。大東亜共栄圏の名目は「アジア民族自身による欧米

植民地からの解放とアジア民族の共存共栄を図る」こととよく若い人が言っていますが、それは名目をしっかりと教えられたからです。裏の実質は侵略です。



大東亜共栄圏の名目と実態

名目	アジア民族自身による欧米植民地からの解放と、アジア民族の共存共栄を図る
占領支配の実態	日・満・中と南太平洋地域に建設 軍政 による労働力調達が優先 軍票 による軍事用資材の調達 現地の生活・文化を無視した「 皇民化 」政策 土木作業や鉱山労働への強制動員 住民に対する暴力的支配

ともかく、八紘一宇は世界平和に寄与するもので、大東亜の新秩序の根幹にすえられる言葉となり、その実現が日本の使命であると発展します。その使命を担った日本人は素

晴らしい民族であると繰り返し繰り返し教えられた国民は、八紘一宇に希望を寄せていったのです。

この頃の経済は軍事優先で物資や資源は国民の生活には回されず、貧しく、しかも統制されていましたが、国民は大きな反乱も起こさずによく耐えてきたのは日中戦争が正義の戦争（聖戦）であり、必ず勝てる、勝ったあかつきには平和な暮らしが実現するという夢をえがいて忍耐に使命感を抱いていたのです。軍部は上手に天皇を利用して国民の体と心を聖戦に導いた、その手法と過程を年譜から読み取ることができます。戦争が始まった1941年12月8日の夜（真珠湾攻撃の後）ラジオを通じて内閣情報局の奥村喜和男の獅子吼

「神州日本は不滅であります。皇国日本は天譲と共に栄ゆるのであります。（略）八紘^{おおい}を掩ひて一となす御稜威のもと生きるも死するも、ただ大君のためであります。君国のためであります。この灼熱の愛国心ある限り、神州は絶対に不滅であります。我に正義の味方あり、我に世界無敵の陸軍あり、海軍あり。米英何ぞ懼るに足らんやであります。勝利は常に御稜威の御旗のもとにあり。天皇陛下万歳、帝国陸海軍万歳、大日本万歳！」

今日現在においてこの「八紘一字」という言葉を政治家があからさまに用いているのは何故なのでしょう。教育勅語の復活も叫ばれています。勅とは天皇の命令という意味です。

5, 教育勅語

(1)教育勅語とは

1890年（明治23年）10月30日付で発表され、大日本帝国における国民道徳の基本と教育の根本理念を明示するために発布された。

その趣旨は、家族国家観による忠君愛国主義と儒教的道徳であり、教育の根本は皇祖皇宗の遺訓とされた。忠君愛国を国民道徳として強調しており、学校教育で国民に強制された。勅とは天皇の命令であって、「お言葉」という軽い教訓ではない。

(2)現代語訳

朕（明治天皇）が思うに、我が御祖先の方々が国をお肇めになったことは極めて広遠であり、徳をお立てになったことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これは我が国柄の精髓であって、教育の基づくところもまた実にここにある。

汝臣民は、

- ①父母に孝行をつくし、
- ②兄弟姉妹仲よくし、
- ③夫婦互に睦び合い、
- ④朋友互に信義を以って交わり
- ⑤へりくだって気随気儘の振舞いをせず、
- ⑥人々に対して慈愛を及すようにし、
- ⑦学問を修め業務を習って知識才能を養い、
- ⑧善良有為の人物となり、
- ⑨進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、
- ⑩常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、
- ⑪万一危急の大事が起ったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧げて皇室国家の為につくせ。

かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚（あまつひつぎ）の御栄をたすけ奉れ。

かようにすることは、ただに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなおさず、汝らの祖先ののこした美風をはっきりあらわすことになる。

ここに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになった御訓であって、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたが守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違いがなく、又我が国はもとより外国でとり用いても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守って、皆この道を体得実践することを切に望む。

(3)第二次世界大戦中、神格化された

治安維持法体制下の1930年代に入ると、教育勅語は国民教育の思想的基礎として神聖化された。上記①～⑩は

⑪のために為される手段になる。教育勅語の写しは、ほとんどの学校で「御真影」（天皇・皇后の写真）とともに奉安殿・奉安庫などと呼ばれる特別な場所に保管された。また、生徒に対しては教育勅語の全文を暗誦することも強く求められた。特に戦争激化の中にあつて、1938年（昭和13年）に国家総動員法（昭和13年法律第55号）が制定・施行されると、その態勢を正当化するために戦陣訓に代表されるように利用された。八紘一字なる語を生み出し、軍国主義の教典として利用された。



奉安殿

(4)戦後は廃止

日本国憲法が1947年（昭和22年）5月3日に施行された後、衆議院・参議院の双方において、「神話的国体観」「主権在君」をモットーとする

教育勅語は「民主平和国家」「主権在民」をモットーとする日本国憲法に違反しているとみなされ、参議院では憲法の最高法規性を規定した日本国憲法第98条に基づいて、また衆議院では日本国憲法の施行に先行する形で教育基本法が施行された結果として、教育勅語は既に失効していることが明示的に確認され、それぞれ「教育勅語等排除に関する決議」と「教育勅語等の失効確認に関する決議」により、1948年6月19日に廃止が決議された。（Wikipedia「教育ニ関スル勅語」より引用して編集）

今、今日只今、政府内で話題になっていること、憲法改正と関連していることですから、しっかりと知識を身につけておく必要があります。

この2ヶ月間、1941年（昭和16年）に止まり、自分が生を受けた年を眺めています。病気がちでよく医者にかかっていたと聞いています。幸いに私は空襲の微かな記憶しかありません。両親の必死の保護を受け疎開をして空腹からも救われ苦しい思い出はありません。然し、両親や姉は歴史の流れの中で不安と不自由さを味わいながら、生きていたのです。戦後の苦労は全ての人と同じでした。幼児期が戦争期間中にありましたから性格の形成には潜在的には影響があったと感じます。

歴史を顧みるということは真に苦しいことです。早くこの状況から抜け出したいと思っていますが投げ出すことは出来ません。沢山の本が出版されているのですから今更私のような者が通史を書いても仕方のないことと言われますが、自分の知識不足を埋めるための学習を含め、孫たちに伝えたいとの一心で毎月を過ごしています。

過去のこととしての歴史ではなく、歴史から今、何を学べるかの視点をもって、特に「個と組織」の関係を深く学び、これからの支配に如何に対峙するべきか考えています。

又、色々な学習方法を試みて歴史の効果的な学び方も身につけてきました。方法論がやっと確立したと感じています。いずれの時が与えられれば統一した方法で書き直しをしたいと考えています。今月も月末になってしまいました。滑り込みセーフ・わたしの脚本です。